

熊谷市監査委員公告第1号

令和4年度総合政策部定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和5年4月27日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 千 葉 義 浩

## 令和4年度総合政策部定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 現金出納簿に記入漏れや記入誤り、出納員が出納簿を確認していないといったことが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第90条、第92条及び第103条に基づき適正に事務処理を行うべきである。 【企画課、人権政策課、スポーツ観光課】</p> <p>(2) 熊谷市スポーツ振興基金寄附金の納入について、払込みが即日又は翌日までに行われていないものが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【スポーツ観光課】</p> <p>2 支出事務</p> <p>(1) 財産管理業務経費「手数料」の土地鑑定評価業務委託について、50万円を超える業務委託が随意契約されていたので、地方自治法施行令第167条の2及び熊谷市契約規則第36条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【施設マネジメント課】</p> <p>(2) 情報管理業務経費「使用料」の住民情報系システムサービス使用契約について、見積書に日付の記入がなかった。また、契約約款に定めら</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 出納員を中心に確認を徹底し、現金出納簿に記入漏れ等のないように正確な事務処理を行うことを課内に周知した。 なお、指摘を受けた後の現金出納簿には、漏れや誤りはない。 【企画課、人権政策課、スポーツ観光課】</p> <p>(2) 現金の払込みについては、即日又は翌日までに行うことを課内に周知した。 【スポーツ観光課】</p> <p>2 支出事務</p> <p>(1) 地方自治法施行令及び熊谷市契約規則に基づき、適切に契約事務を執行する。 【施設マネジメント課】</p> <p>(2) 見積書の受領に際しては、発行日を含む見積書の有効性についてもチェックするよう課内において徹底を図った。</p>

<p>れた検査結果通知がされていなかったのので、契約に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【デジタル推進課】</p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) 熊谷市バスロケーションシステム運用業務、ふるさと熊谷応援寄附金特典制度特典品発送等業務委託について、契約伺いに見積書の添付がなかったものや、契約約款に定められた完了通知書がないもの、検査結果通知がされていなかったものがあったのので、契約に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【企画課】</p> <p>(2) 内部情報系電算システム運用支援業務委託及び熊谷市電子計算機室冷暖房機保守業務委託について、契約伺いに添付された見積書に日付の記入がなかったのので、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【デジタル推進課】</p> <p>4 補助金</p> <p>熊谷市ゆうゆうバス運行経費補助金について、要綱に定めのない様式を使用した手続があったのので、要綱に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【企画課】</p>	<p>また、使用契約であるにも関わらず標準委託契約約款による書式としていたシステム使用契約については、現契約約款に基づく完了報告、検査等の手続を実施するものとし、令和5年度から使用契約として条項を整備する。</p> <p style="text-align: right;">【デジタル推進課】</p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) 契約約款に基づき、完了通知書及び検査結果通知書に関して、適正な事務処理を徹底するよう課内職員に周知した。また、今後の契約に関し、約款を十分確認し、必要な事務処理を適切に行うよう併せて周知した。 【企画課】</p> <p>(2) 見積書の受領に際しては、発行日を含む見積書の有効性についてもチェックするよう課内において徹底を図った。 【デジタル推進課】</p> <p>4 補助金</p> <p>熊谷市ゆうゆうバス運行経費補助金交付要綱に定めのない書類については、要綱を改正し所要の様式を定めた。今後は要綱に基づき適正な事務処理を徹底する。 【企画課】</p>
--	---

<p>5 負担金 指摘事項なし。</p> <p>6 財産管理</p> <p>(1) 備品登録漏れがあったので、熊谷市物品管理規則第17条及び第19条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【施設マネジメント課、人権政策課、スポーツ観光課】</p> <p>(2) すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第17条及び第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【財政課】</p>	<p>6 財産管理</p> <p>(1) 登録漏れのあった備品については、登録処理を行った。熊谷市物品管理規則に基づき適正な事務処理を徹底する。 【施設マネジメント課、人権政策課、スポーツ観光課】</p> <p>(2) すでに廃棄された備品について、備品登録の抹消処理を行った。今後は熊谷市物品管理規則に基づき適正な事務処理を徹底する。 【財政課】</p>
---	--